



青木ヶ原樹海

「ベテランガイドと行く」

富士山麓 青木ヶ原樹海 日帰りハイク

ご旅行代金
(おひとり様)

J-Basket
会員
17,800円

J-Basket
会員以外
20,800円

◆ご参加にはJ-Basket会員の同伴が必要です。(J-Basket会員の方は、おひとり様でもご参加可能です)。※中学生・高校生は17,800円、小学生は16,800円。幼児(未就学児)は参加不可。

◆最少催行人員15名(受付人員おとな1名様より) ◆食事お弁当 ◆添乗員は同行します。
◆旅行代金には消費税・サービス料が含まれます。

行程 【移動記号】 ==バス …徒歩 【歩行距離】約4Km【標高差】100m以下【コース状況】平坦で水はげがよい

日
帰
り

東京駅(8:00)集合 == <中央高速道・途中休憩> == 道の駅なるさわ(休憩) == 樹海入り口・
本栖第二風穴(見学)・本栖第一風穴(見学・昼食)・ブナ広場散策・富士風穴(天然洞窟へ入洞)
・樹海入り口 == 道の駅なるさわ(休憩) == <中央高速道・途中休憩> == 東京駅(17:30頃解散)

※ハイキングシューズ(靴底が滑りにくい運動靴)など、歩きやすい靴と服装でご参加ください。※天然洞窟(富士風穴)は、ヘルメットとヘッドライトを装着して入洞します(ヘルメット・ヘッドライトの貸出しは旅行代金に含まれます)。※軍手・手袋などをご持参のうえ、ご参加ください。※天然洞窟(富士風穴)は人工的に整備されていません。汚れてもよい服装でご参加ください。※安全のため、青木ヶ原樹海では現地ガイド2~3名が同行し、グループに分かれてご案内します。※雨天でも催行しますが、現地の状況により一部ハイキングルートを変更する場合があります。

お申し込みの方へのご案内(お申し込みいただく前に、この頁と各コース毎のご案内とご注意を必ずお読みください。)

お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTBガイアレック(東京都品川区東品川2-3-11観光庁長官登録旅行業第712号、以下当社)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行業者は、下記に示すほか、別途お申し込みする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終旅程表と貼る確定書面及び当社が運営する募集型企画旅行契約の部によります。なお、当ウェブサイトに記載された旅行条件と別途お渡しする旅行条件書(全文)に記載された条件との相違がある場合は、当ウェブサイト記載の旅行条件が適用されます。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定のお申込みに所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かれています。
- (2) 電話、FAXよりお申し込みの連絡手段でお申し込みの場合、当社の予約承諾書の通知がお客様に到達した日(但しお申し込み後3日以内)に申込書の提出とお申込金の支払をさせていただきます。
- (3) お客様が旅行予約センターで予約した際にお申し込みする旨を要した場合は、当社の予約承諾書とお客様の通知がお客様に到達した日(但しお申し込み後3日以内)にお申し込み内容を確認の上、お申込金の支払をさせていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
- (4) 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)に申込み金を当社が受領した日(但し、また、郵送又はFAXよりお申し込みの連絡手段でお申し込みの場合、申込みのお支払い後、当社の旅行予約承諾書とお客様の通知がお客様に到達した日)と成り立ちます。また、電話、郵便、FAXよりお申し込みの連絡手段でお申し込みの場合でも、通信契約により契約が成立するときは、右項「通信契約」を希望されるお客様の旅行条件(1)の定めにより契約が成立します。
- (5) お申込金(おとり)

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
6千円未満	旅行代金の20%	10万円未満	20,000円
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	旅行代金の20%

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発の前日からさかのぼって13日以内(お申し込みが期間の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名など旅行代金、取消料、追加運賃費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し込みがない限り、お客様の承認となります。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。(1) 取消料の金額は、契約書面に明記します。(2) 本表の適用は、契約開始後とは、別紙特別補償規程第3条第3項に規定する「サービスの提供を受けなかった時」以降をいいます。

旅行開始の日	契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあっては11日目)	無 料
	2) 20日目にあたる日以降の解除 (日帰り旅行にあっては10日目) (3~6を除く)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日	3) 7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※お客様の都合による出発日の変更、運行・宿泊機関等行程の一部変更についても、全体に対するお取消料をなし、取消料の対象となります。
※オプションプラン及び航空券等増徴代金についても、出発日を基準として上記取消料を適用いたします。
※コースに適用取消料の明記がある場合は、その取消料を適用いたします。
※取消料を適用する旅行については、上記の表によらず、ウェブサイトに記載する取消料に拠ります。
※お客様の都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程の一部の変更についても、全体に対するお取消料をなし、取消料の対象となります。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金を(往復のいずれか一方)に、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しされません。(コースに含まれない交通費等の諸費用や個人の費用は各々取扱いとなります。)

●「当社の責任」

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被らせた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の原因がお客様に起因し、お客様が事前に通知があった場合に限り、損害賠償の対象外となります。
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間満了にかかわらず損害発生の日(但しお申し込み後3日以内)に当社に対して申し出があった場合限り、賠償いたします。ただし、損害額が何れにかかわらず当社が行う賠償額はお入金が最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)といたします。

●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約の範囲内補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行に参加中に急激かつ異常な外傷の事象に及び、その結果、生命または手荷物に重大な一定の損害が生じたとき、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。なお、手荷物の損害に対しては保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金を減額することがあります。
・死亡補償金1500万円・入院見舞金20万円・通院見舞金1~5万円
・旅行中損害補償金1名につき15万円(ただし、補償対象人数あたり10万円を上限とします。)

●お客様の責任(抜粋)

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に享受するため、方が一契約書面に異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、乗務員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込みに申し出なければなりません。

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携のクレジットカード会社のカード会員は「JTB会員」としてJTB会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受け、以下「通信契約」として旅行条件にお申し込みした場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱いが異なる場合があります。また、取扱いのあるカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

- (1) 通信契約による旅行契約は、当社の旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した日と成り立ちます。
- (2) 「カード利用日」は旅行代金等の支払いまたは払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカード利用日は「契約解除日」とします。(ただし、契約解除後債権が旅行代金のカード利用日以降である場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解雇金としてお支払いし、残額をカード利用日としてお支払いいたします。)
- (3) 与信等の理由によりお申し込みのクレジットカードのお支払いができない場合、当社は旅行契約を解除し、規定の取消料と同額の追徴料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の取扱いが大変複雑である場合があります。これを回避するため、お客様に自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込時の販売員にお問い合わせください。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地地味・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、または、お申込店にご連絡ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第にご通知ください。)

●個人情報の取扱について

当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます(ほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関・観光協会等の提供するサービスの手続き及びそのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます)。このほか、当社及び販売店では、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供(統計資料の作成にお客様の個人情報を活用させていただくことがあります)。

●その他

お客様が旅行参加中に、新型コロナウイルス感染症に罹患し、または濃厚接触者となった場合など、現地の状況などに従って隔離その他の措置が必要となった場合には、その指示に従っていただきます。またこれに関する費用はお客様の自己負担となります。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2022年10月1日を基準としています。また、旅行代金は2022年10月1日現在の有効な運賃・貨運を基準として算出しています。

旅行企画・実施

JTBガイアレック

観光庁長官登録旅行業第712号 日本旅行業協会正会員
東京都品川区東品川2-3-11 〒140-8602



旅行業公正取引
協議会 会員

【受託販売】 お申し込み・お問い合わせは下記の販売店をご利用下さい。

確定情報を記載する最終旅行日程表につきましては、当社より特にご連絡が無い場合は本ウェブサイト記載内容をもって替えて頂きます。

総合(国内) 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に不備な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

※当ウェブサイトのイメージ写真は実際の旅行地と異なる場合がございます。※当ウェブサイトの一部及び全部の複製を禁じます。

※(株)アール